

流山市福祉有償運送助成金制度について

1. 制度の概要

運転者講習費用の一部以外にも、年度内に発生した事務費、車両に係る費用、運航の安全や利便性確保のための講習・研修費、運転手の人件費を10万円まで運営費用を助成します。更に、新規に福祉有償運送を行う団体には登録までの事務費・車両に係る費用・講習費を20万円まで立上費用を助成します。

2. 助成対象者

市内に主たる事業所を有し、福祉有償運送事業を実施する者で、受ける助成の種類に応じ以下に該当する者

(旅客を自らの運営する別の事業の利用者に限定する者を除く)

運営助成：登録を受けており、助成を受ける年度に輸送実績がある者

立上助成：助成金支給申請日時点で道路運送法の登録を受ける予定の者

3. 助成の対象となる費用

【対象期間】

運営助成：当年度内に支出した費用

立上助成：申請後、助成金支給決定時から登録時までに支出した費用

【対象用途】

市の委託事業によらず、福祉有償運送に関して支出した以下の費用

例：高齢者支援課が委託する外出支援事業に関する費用は対象外です。

①事務費

通信運搬費、消耗品費、備品費、印刷製本費、ボランティア保険料

②車両に係る費用

福祉自動車購入・改造費（助成対象者が所有する車両のみ）、任意保険料、リース料、車両整備・定期点検費用

③福祉有償運送運転者育成に係る費用

福祉有償運送運転者講習費用（全額補助対象）その他安全及び利便性確保のための講習・研修費

④人件費（立上助成は除く）

福祉有償運送の運転者の人件費

※申請時は、外出支援等を除き福祉有償運送の対価と運転手への支払いが分かる資料を提出してください。

4. 助成金額

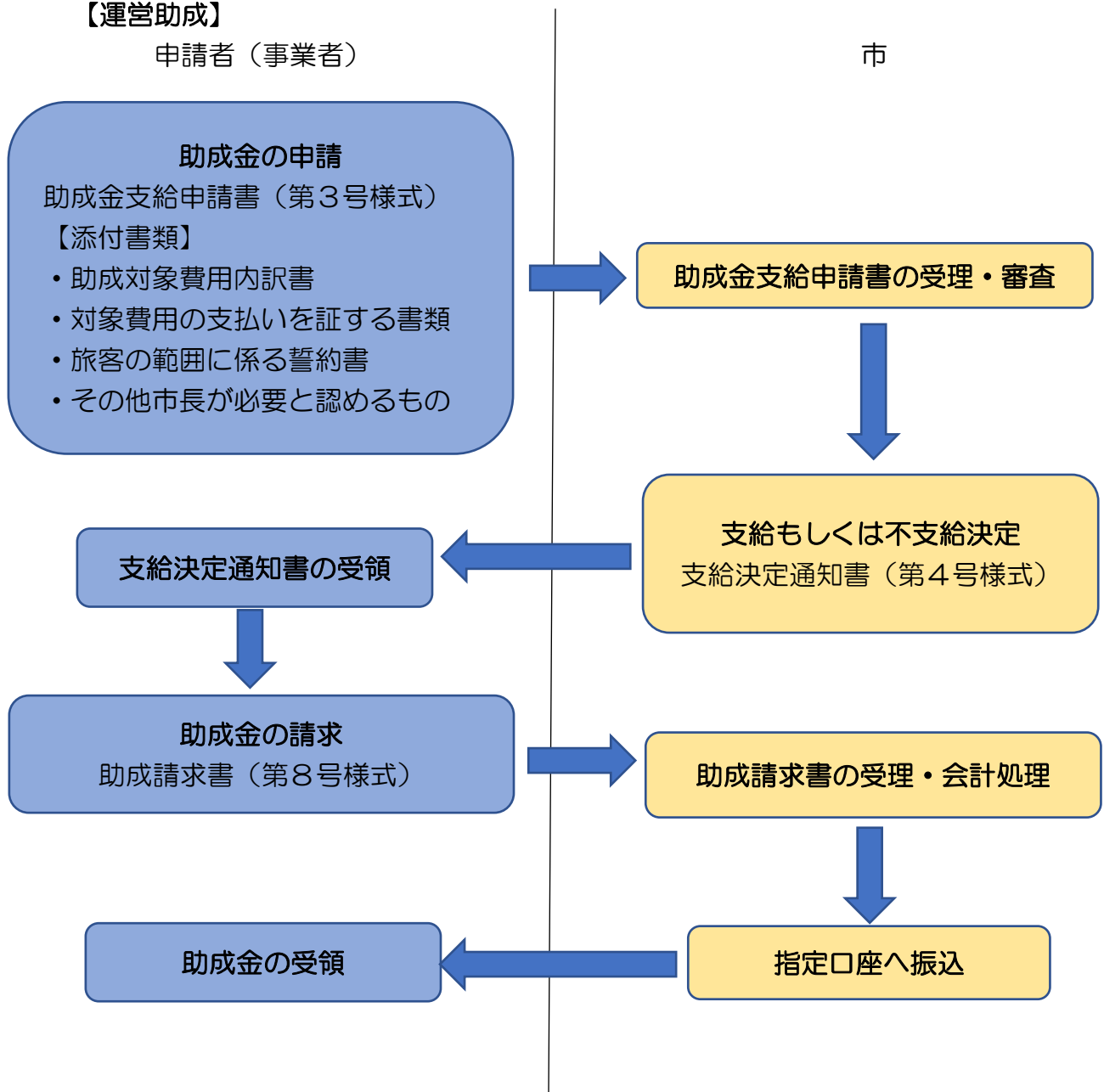
助成対象費用の実支出額を上限額まで助成します。なお、他の助成金等を受領している場合、その金額を実支出額から控除した金額を助成します。

【上限額】

運営助成：上限10万円 立上助成：上限20万円

5. 手続の流れ

【運営助成】



【立上助成】

